



## こんにちは 都税事務所です

### 便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23 区内の事業所税、23 区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。

東京都で現在利用できる手続は下表のとおりです。

税目 手続	法人事業税・地方法人特別税・法人住民税	事業所税（23 区内）	固定資産税（償却資産） （23区内）
電子申告	○予定申告 ○中間申告 ○確定申告 ○均等割申告 ○清算確定申告 ○修正申告 など	○納付申告 ○修正申告 ○免税点以下申告 ○事業所用家屋貸付等申告	○償却資産申告
電子申請・届出	○法人設立・設置届出 ○異動届出 ○法人事業税減免申請 ※ ○申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請 ○法人税に係る連結納税の承認等の届出	○事業所等新設・廃止 ○事業所税減免申請 ○みなし共同事業に関する明細	—
電子納税	○本税の納付 ○見込納付 ○加算金の納付 ○延滞金の納付	○本税の納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付	—

※ 中小企業者向け省エネ促進税制の減免手続も行うことができます。

#### <利用手続についてのお問い合わせ>

【 ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>    
 【 ヘルプデスク】 0570-081459（PHS・IP 電話をご利用の場合：045-759-3931）  
 月～金 午前 8 時 30 分～午後 9 時  
 （土・日・祝日、年末年始 12/29～1/3 は除く）

#### <申告内容や審査・納税についてのお問い合わせ>

【電子申告、電子申請・届出】 荒川都税事務所（3802）8111（代表）  
 ○法人事業税は、事業税課 法人事業税係  
 ○償却資産は、固定資産税課 償却資産係  
 ※ 事業所税については、千代田都税事務所（3252）7141（代表）  
 【電子納税】 荒川都税事務所 徴収課 徴収管理係



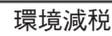
eLTAX イメージキャラクター  
エルレンジャー

## 中小企業者向け省エネ促進税制

### ～法人事業税・個人事業税の減免～

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の推進の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税・個人事業税を減免しています。

#### ◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください

   詳しい案内や Q&A も掲載しています。

#### 【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
  - ・ 主税局課税部 法人課税指導課 法人事業税係 (5388) - 2963
  - 主税局課税部 課税指導課 個人事業税係 (5388) - 2969
  - ・ 荒川都税事務所 事業税課 法人事業税係・個人事業税係 (3802) - 8111（代表）
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること  
 「地球温暖化対策報告書制度ヘルプデスク」「導入推奨機器申請窓口」 (5388) - 3408